

改正

平成二六年 三月二八日条例第二三号
平成二九年 三月二八日条例第一〇号
令和 二年 三月二七日条例第二二号
令和 五年 三月二二日条例第一二号

群馬県がん対策推進条例をここに公布する。

群馬県がん対策推進条例

すべての県民の命が等しく尊重され、県民が、県民の疾病による死亡の最大の原因となっているがんに対して正面から向き合い、互いに支え合いながら、がんに負けないという強い信念を持って、安心して暮らすことができる群馬を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、がんの予防及び早期発見の推進、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を受けることができることの実現並びにがん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようにがん医療を提供する体制の整備等をするため、がん対策に関し基本的な事項を定めることにより、がん対策を県民と共に総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、国、市町村、医療機関、医療関係団体、事業者、がん患者及びその家族等により構成される民間団体その他の関係団体と連携を図りつつ、本県の特性に応じたがん対策に関する施策を策定し、実施するものとする。

(保健医療関係者の責務)

第三条 がんの予防及び早期発見を推進し、並びにがん医療に従事する者（以下「保健医療関係者」という。）は、県又は市町村が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第四条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めるものとする。

2 県民は、がんに関する理解と関心を深め、互いに支え合うことにより、一体となってがん対策の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができ、本人又はその家族ががん患者となった場合であっても働きながら治療を受け、療養し、看護し、又は介護することができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第六条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、市町村、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん検診の受診率の向上のための普及啓発
- 二 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識の普及啓発
- 三 がん検診に携わる保健医療関係者の資質の向上のための研修
- 四 がん検診の評価及び精度の管理のための市町村等に対する専門的な見地からの助言
- 五 受動喫煙を防止するための多数の者が利用する施設における禁煙の推進
- 六 二十歳未満の者の喫煙防止のための社会環境の整備
- 七 女性に特有のがん及びそのがんの発生しやすい年齢を考慮したがんに関する正しい知識の普及啓発
- 八 がんに関する正しい理解及び関心を深めるための教育
- 九 前各号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見のために必要な施策

(がん医療の充実)

第七条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療を提供するため、専門的ながん医療を提供する医療機関その他の医療機関と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院（それぞれ専門的ながん医療等の提供を行う医療機関として厚生労働大臣が指定する病院をいう。）並びに群馬県がん診療連携推進病院（がん診療連携拠点病院に準じたがん医療等の提供を行う医療機関として知事が指定する病院をいう。）（以下「がん診療連携拠点病院等」と総称する。）の整備及び機能の強化

二 がん診療連携拠点病院等その他の医療機関及び研究機関の間における連携協力体制の整備

三 小児及びAYA世代（おおむね十五歳以上四十歳未満の者をいう。以下同じ。）のがん患者に対するがん医療の充実並びにがん医療に関する医療機関の連携協力体制及び長期フォローアップ体制の整備

四 重粒子線治療、がんゲノム医療等の高度で先進的ながん治療の推進

五 前各号に掲げるもののほか、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療を提供するために必要な施策

(専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成及び確保)

第八条 県は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の育成及び確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの充実)

第九条 県は、がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減を目的とする医療、看護、介護その他の行為（以下「緩和ケア」という。）の充実を図るため、医療機関等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成

二 がんと診断された時からのがん患者の状況に応じた緩和ケアの推進

三 緩和ケアに必要な病床の確保

四 がん患者が居宅において緩和ケアを受けることができる体制の整備

五 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実を図るために必要な施策

(在宅医療の推進)

第十条 県は、医療機関等と連携し、がん患者の意向により住み慣れた家庭、地域等でのがん医療を受けることができる体制の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん登録の推進)

第十一条 県は、がん登録（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二条第二項に規定するがん登録をいう。以下同じ。）を推進し、これにより得られた情報が有効に活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策の実施に関し、がん登録に係る個人情報の保護が適切に行われるために必要な措置を講ずるものとする。

(がん医療に関する情報の提供)

第十二条 県は、県民に対し、がん医療に関する情報を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、がん診療連携拠点病院等が県民に対して行うがん医療に関する情報の提供の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者及びその家族等に対する支援)

第十三条 県は、がん患者及びその家族等の療養生活の質の維持向上及び精神的又は社会生活上の不安その他の負担の軽減のため、がん診療連携拠点病院等と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がん患者及びその家族等に対する相談支援及び情報提供体制の整備

二 小児及びAYA世代のがん患者並びにその家族等の特性に応じた相談支援及び情報提供体制の充実

三 がん患者及びその家族等により構成される民間団体が行う活動に対する支援

四 前三号に掲げるもののほか、がん患者及びその家族等の療養生活の質の維持向上及び精神的又は社会生活上の不安その他の負担の軽減のために必要な施策

(就労の支援)

第十四条 県は、前条に規定する施策のほか、がん患者及びがん患者であった者（以下「がん患者等」という。）の就労の支援のため、がん診療連携拠点病院等が設置するがん相談支援センター、がん医療に関わる医療機関、就労に関わる公共的機関その他の関係団体と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 事業者及びその従業員その他県民に対するがん患者等の就労に関する理解を深めるための普及啓発

二 がん患者等の就労に係る相談支援体制の整備

三 前二号に掲げるもののほか、がん患者等の就労の支援のために必要な施策

(骨髄移植の促進)

第十五条 県は、骨髄移植に携わる者と連携し、骨髄バンク事業の普及啓発等白血病その他の血液がんに対して有効な治療方法である骨髄移植の促進に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(群馬県がん対策推進協議会)

第十六条 県は、総合的ながん対策の推進及び評価に関し必要な事項を協議するため、群馬県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

(がん対策推進計画)

第十七条 県は、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第十二条第一項に規定するがん対策推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(県民運動の推進)

第十八条 県は、がんに関し強い地域社会を構築するため、市町村、医療機関、医療関係団体、事業者、がん患者及びその家族等により構成される民間団体その他の関係団体と幅広く連携し、がんに関する理解及び関心を深めるための県民運動が主体的に行われるよう、広報活動その他の必要な施策を講じ、支援するものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、がん対策に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後三年を経過するごとに、この条例の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成二十六年三月二十八日条例第二十三号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第十一条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十八日条例第十号）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十七年十二月三十一日までに診断されたがんに係る改正前の第十一条第一項に規定する地域がん登録については、改正前の同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（令和二年三月二十七日条例第二十二号）

(施行期日)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月二十二日条例第十二号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。